

## Ⅱ 調査結果

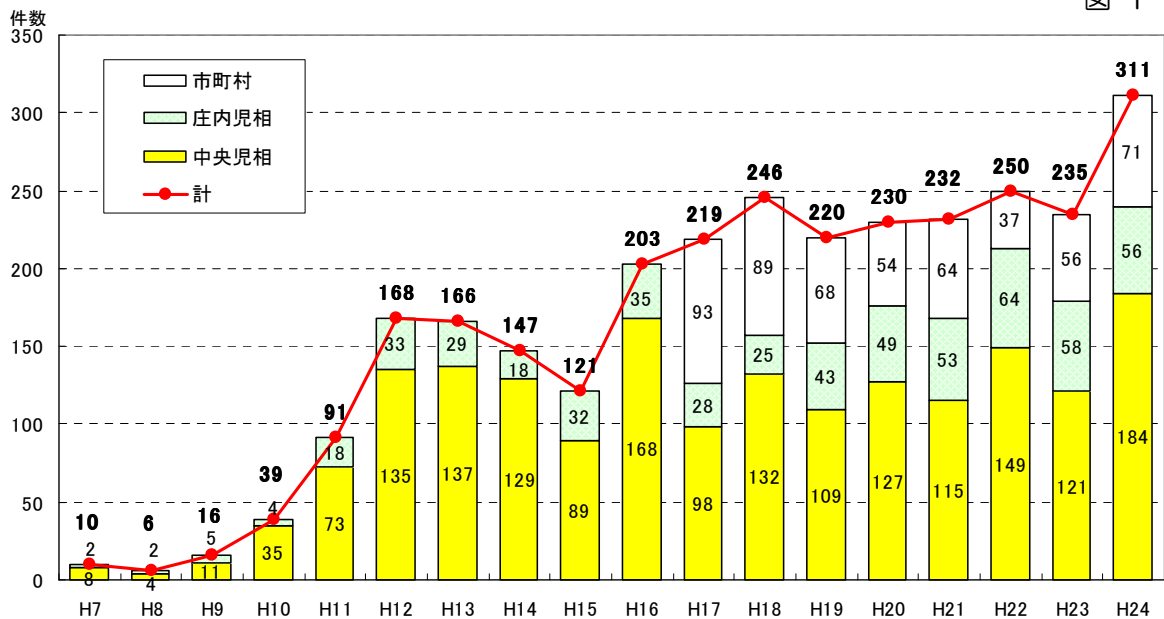
### 1 虐待の状況

#### (1) 児童虐待件数

- 平成 17 年度以降は、市町村も相談を受け付けるようになったことから、この分も含めて児童虐待件数としている。
- 児童虐待件数（被虐待児童数）は、平成12年度に一度ピークを迎え、その後減少傾向にあったが、平成16年度から増加に転じ、200件を超える状況で推移している。
- この傾向は全国の状況とほぼ同様であり、平成12年11月20日に児童虐待防止法が施行されたこと、平成16年に改正施行されたことに伴い、児童虐待への認知や関心が高まったこととの関連が考えられる。
- 平成 24 年度は 311 件と、過去最高となったが、その要因は、警察からの通告が増加した影響が大きい。

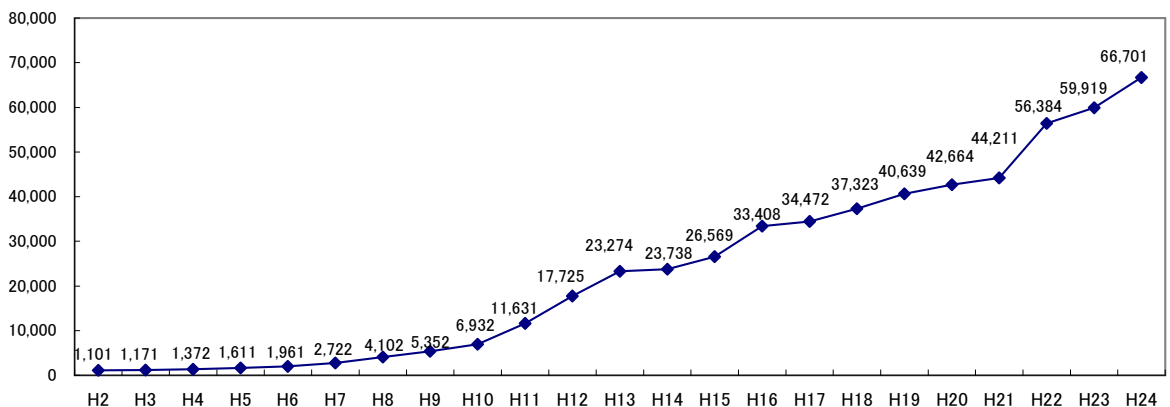
#### ①児童虐待件数

図-1



(参考) 全国の児童虐待相談の対応件数

図-2



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

## (2) 虐待の種別

○主たる虐待の種別は、「ネグレクト」が37%と最も多く、次いで「心理的虐待」の33%、「身体的虐待」の29%の順番となっている。

○前回調査との比較では、「心理的虐待」の割合が17%→33%と、大幅に高まり、「身体的虐待」が36%→29%、「ネグレクト」45%→37%と、割合が下がっている。これは、警察による「心理的虐待（DV目撃）」の通告が増えたことにより、平成24年度の「心理的虐待」の割合が高くなったことによるものである。

### ①虐待種別（主たる虐待）

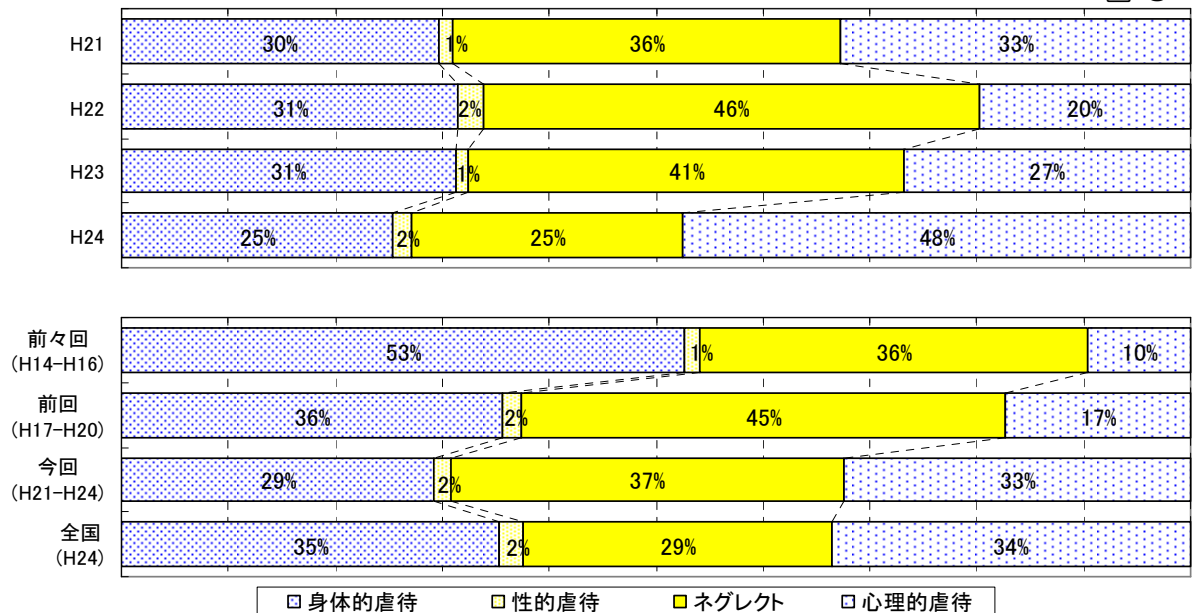
表-4（件数、横構成比）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	同居人による虐待の放置		心理的虐待	DV目撃を除く		計
				同居人による虐待の放置以外	同居人による虐待の放置		DV目撃を除く	DV目撃	
今回 (H21-H24)	234 29%	12 2%	294 37%	289 36%	5 1%	260 33%	174 22%	86 11%	800 100%
前回 (H17-H20)	218 36%	11 2%	276 45%	— —	— —	106 17%	— —	— —	611 100%
前々回 (H14-H16)	248 53%	7 1%	171 36%	— —	— —	45 10%	— —	— —	471 100%
全国 (H24)	23,579 35%	1,449 2%	19,250 29%	— —	— —	22,423 34%	— —	— —	66,701 100%

※全国は福祉行政報告例による

虐待種別割合（主たる虐待）

図-3



### ②虐待種別（主・従たる虐待：複数回答）

表-5（件数、横構成比）

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	同居人による虐待の放置		心理的虐待	DV目撃を除く		計
			同居人による虐待の放置以外	同居人による虐待の放置		DV目撃を除く	DV目撃	
301	17	426	410	16	443	318	125	1,187
25.4%	1.4%	35.9%	34.5%	1.3%	37.3%	26.8%	10.5%	100.0%

### (3) 虐待の期間

○虐待の期間は、「1ヶ月未満」20.0%、「1ヶ月以上3ヶ月未満」4.8%で、3ヶ月未満の早期発見が全体の1/4を占める一方、「1年以上3年未満」「3年以上」の長期の虐待の計は、全体の4割近くを占めている。

○長期の虐待については、ネグレクトは長期間に及び不適切な養育の積み重ねであること、心理的虐待（DV目撃）は以前からの夫婦関係の悪さや、DVが繰り返し起きること、性的虐待は表面化しにくい問題であることが関連している。

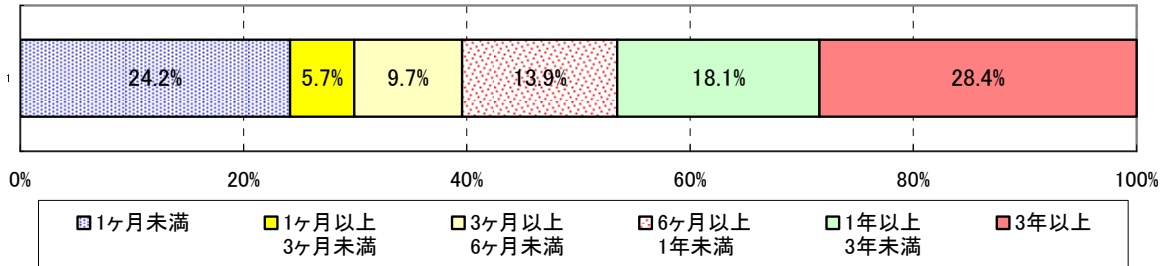
#### ①虐待の期間（主たる虐待）

表-6（件数、横構成比）

1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	不明	計
160	38	64	92	120	188	138	800
20.0%	4.8%	8.0%	11.5%	15.0%	23.5%	17.3%	100.0%

虐待の期間別割合（主たる虐待）

※不明をのぞく 図-4



#### ②虐待の期間と虐待種別の関係（主たる虐待）

表-7（件数、横構成比）

	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	不明	計
身体的虐待	41	5	26	27	51	54	30	234
	17.5%	2.1%	11.1%	11.5%	21.8%	23.1%	12.8%	100.0%
性的虐待	1	0	1	1	2	5	2	12
	8.3%	0.0%	8.3%	8.3%	16.7%	41.7%	16.7%	100.0%
ネグレクト	64	22	23	32	32	69	52	294
	21.8%	7.5%	7.8%	10.9%	10.9%	23.5%	17.7%	100.0%
同居人による虐待の放置以外	62	21	23	32	32	69	50	289
	21.5%	7.3%	8.0%	11.1%	11.1%	23.9%	17.3%	100.0%
同居人による虐待の放置	2	1	0	0	0	0	2	5
	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	100.0%
心理的虐待	54	11	14	32	35	60	54	260
	20.8%	4.2%	5.4%	12.3%	13.5%	23.1%	20.8%	100.0%
DV目撃を除く	40	6	9	24	26	34	35	174
	23.0%	3.4%	5.2%	13.8%	14.9%	19.5%	20.1%	100.0%
DV目撃	14	5	5	8	9	26	19	86
	16.3%	5.8%	5.8%	9.3%	10.5%	30.2%	22.1%	100.0%

#### (4) 虐待の重症度

- 4年間で「生命の危機」は6人(0.8%)で、内訳は、「身体的虐待」5人、「ネグレクト」1人である。
- 「軽度虐待」と「虐待の危惧あり」を合わせると全体の6割を超えている。
- 虐待種別との関係を見ると、「性的虐待」が12件ではあるが、その重大性の高さから重度の割合は高くなっている。
- 「心理的虐待」では、「身体的虐待」や「ネグレクト」に比べ、子どもの身体・生命への直接的な影響が少ないことから、重度の割合は低くなっている。

#### ①虐待重症度

表-8 (件数、横構成比)

	生命の危機	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧	計
今回	6 0.8%	53 6.6%	235 29.4%	421 52.6%	85 10.6%	800 100.0%
前回	8 1.3%	21 3.4%	209 34.2%	263 43.0%	110 18.0%	611 100.0%

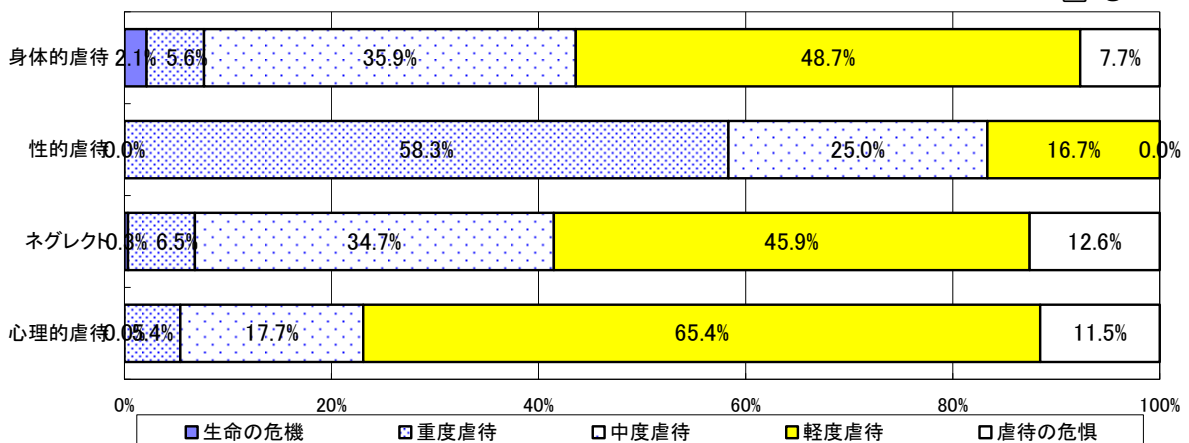
#### ②虐待重症度と虐待種別の関係

表-9 (件数、横構成比)

	生命の危機	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧	計
身体的虐待	5 2.1%	13 5.6%	84 35.9%	114 48.7%	18 7.7%	234 100.0%
性的虐待	0 0.0%	7 58.3%	3 25.0%	2 16.7%	0 0.0%	12 100.0%
ネグレクト	1 0.3%	19 6.5%	102 34.7%	135 45.9%	37 12.6%	294 100.0%
同居人による虐待の放置以外	1 0.3%	19 6.6%	101 34.9%	132 45.7%	36 12.5%	289 100.0%
同居人による虐待の放置	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	5 100.0%
心理的虐待	0 0.0%	14 5.4%	46 17.7%	170 65.4%	30 11.5%	260 100.0%
DV目撃を除く	0 0.0%	8 4.6%	38 21.8%	106 60.9%	22 12.6%	174 100.0%
DV目撃	0 0.0%	6 3.4%	8 4.6%	64 36.8%	8 4.6%	86 100.0%

虐待種別の重症度割合

図-5



(5) 地域別状況

○地域別に虐待相談の状況をみると、相談件数は全体的に地域別児童数の割合に、ほぼ一致しており、児童数の多い村山地域が47.4%、5割弱を占めている。

①地域別状況

表-10 (件数、横構成比)

	村山	最上	置賜	庄内	計
今回 (H21-H24)	377 47.4%	60 7.5%	129 16.2%	230 28.9%	796 100.0%
前回 (H17-H20)	304 49.8%	43 7.0%	120 19.6%	144 23.6%	611 100.0%
前々回 (H14-H16)	233 49.7%	27 5.8%	124 26.4%	85 18.1%	469 100.0%

※今回はこのほか県外4件あり

《参考》児童数の地域別割合

表-11 (人数、横構成比)

	村山	最上	置賜	庄内	計
児童数 (H24.10.1)	93,371 49.0%	13,237 6.9%	36,766 19.3%	47,147 24.7%	190,521 100.0%

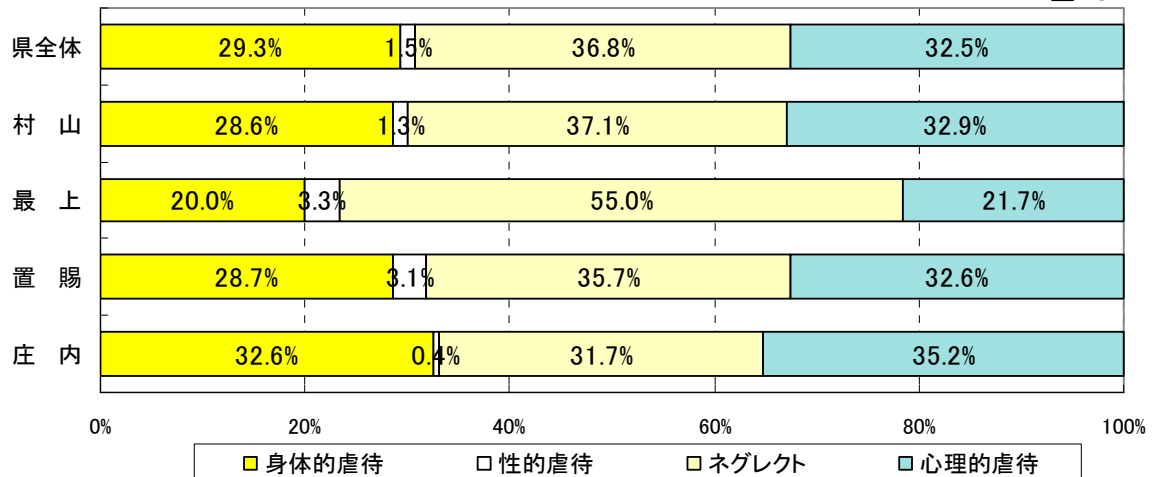
②地域別と虐待種別の関係

表-12 (件数、横構成比)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	同居人による虐待の放置		心理的虐待	DV目撃		計
				同居人による虐待の放置以外	同居人による虐待の放置		DV目撃を除く	DV目撃	
村山	108 28.6%	5 1.3%	140 37.1%	136 36.1%	4 1.1%	124 32.9%	71 18.8%	53 14.1%	377 100.0%
最上	12 20.0%	2 3.3%	33 55.0%	32 53.3%	1 1.7%	13 21.7%	10 16.7%	3 5.0%	60 100.0%
置賜	37 28.7%	4 3.1%	46 35.7%	46 35.7%	0 0.0%	42 32.6%	23 17.8%	19 14.7%	129 100.0%
庄内	75 32.6%	1 0.4%	73 31.7%	73 31.7%	0 0.0%	81 35.2%	70 30.4%	11 4.8%	230 100.0%

地域別の虐待種別割合

図-6





②相談受付経路と虐待種別の関係

表-14 (件数、縦構成比)

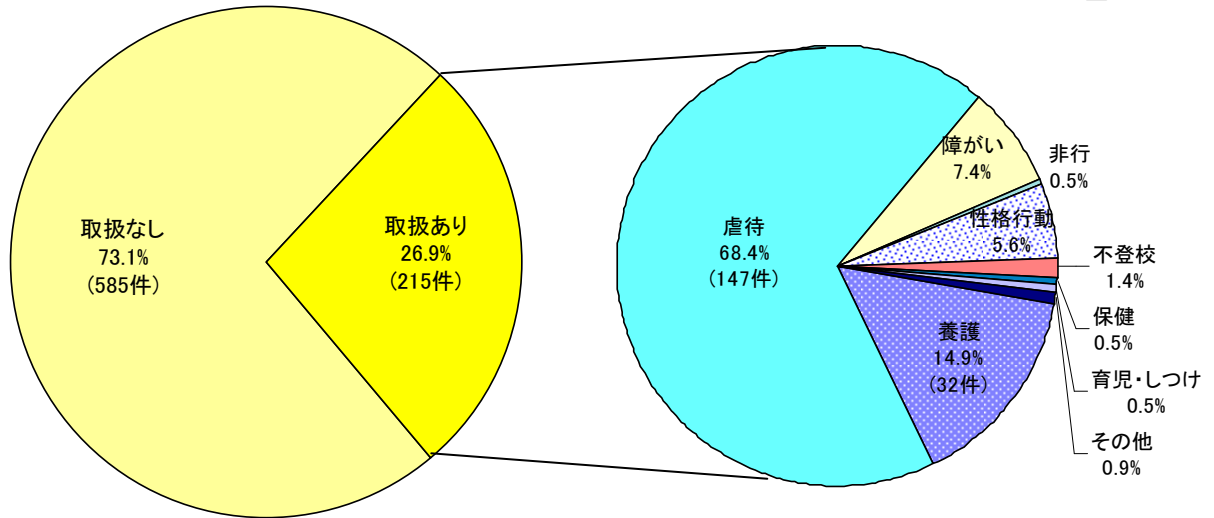
	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト		心理的虐待		DV目撃以外		DV目撃	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族(虐待者本人)	20	8.5%	0	0.0%	15	5.1%	16	6.2%	13	7.5%	3	3.5%
家族(虐待者以外)	19	8.1%	2	16.7%	18	6.1%	26	10.0%	18	10.3%	8	9.3%
親戚	9	3.8%	0	0.0%	10	3.4%	9	3.5%	8	4.6%	1	1.2%
近隣知人	9	3.8%	0	0.0%	16	5.4%	30	11.5%	29	16.7%	1	1.2%
児童本人	3	1.3%	1	8.3%	1	0.3%	2	0.8%	2	1.1%	0	0.0%
県(児相)	10	4.3%	1	8.3%	7	2.4%	4	1.5%	2	1.1%	2	2.3%
県(その他)	6	2.6%	0	0.0%	8	2.7%	9	3.5%	1	0.6%	8	9.3%
市町村(児童福祉)	37	15.8%	1	8.3%	91	31.0%	18	6.9%	16	9.2%	2	2.3%
市町村(母子保健)	3	1.3%	0	0.0%	6	2.0%	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%
市町村(その他)	2	0.9%	0	0.0%	4	1.4%	4	1.5%	4	2.3%	0	0.0%
保育所	3	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.8%	2	1.1%	0	0.0%
児童家庭支援センター	0	0.0%	0	0.0%	2	0.7%	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%
警察	47	20.1%	2	16.7%	24	8.2%	90	34.6%	35	20.1%	55	64.0%
保健所	2	0.9%	0	0.0%	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療機関	13	5.6%	0	0.0%	25	8.5%	11	4.2%	10	5.7%	1	1.2%
学校	46	19.7%	5	41.7%	60	20.4%	28	10.8%	25	14.4%	3	3.5%
幼稚園	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
放課後児童クラブ	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.6%	0	0.0%
主任児童委員・児童委員	0	0.0%	0	0.0%	2	0.7%	2	0.8%	2	1.1%	0	0.0%
その他	4	1.7%	0	0.0%	3	1.0%	6	2.3%	4	2.3%	2	2.3%
計	234	100%	12	100%	294	100%	260	100%	174	100%	86	100%

## (7) 児童相談所での過去の取扱状況

- 児童相談所における過去の取扱状況では、「取扱あり」は26.9%となっており、新規の取扱は7割を超える。
- 「取扱あり」の内訳は、「虐待」68.4%、「養護」14.9%で、全体の8割強を占める。
- 「取扱あり」の内、「一時保護あり」は26.0%と、全体の1/4を超える。
- 「継続指導」を行っているもの、又は「市町村に引き継いだもの」のうち、状況の改善が得られず、再度介入が必要となったもの、一度改善したが、状況変化が生じ、再度介入が必要となったものが多い。このことは、虐待の問題に対する支援が容易には進まないことを示している。

### ①過去の取扱状況と相談種別

図-8



### ②「過去の取扱あり」における虐待者の続柄と虐待種別

表-15 (件数、縦構成比)

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト		心理的虐待		DV目撃以外		DV目撃		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
実父	6	11.1%	0	0.0%	6	9.4%	7	25.0%	5	20.8%	2	50.0%	19	12.9%
継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
養父	8	14.8%	1	100%	1	1.6%	2	7.1%	1	4.2%	1	25.0%	12	8.2%
里父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
実母	36	66.7%	0	0.0%	54	84.4%	17	60.7%	16	66.7%	1	25.0%	107	72.8%
継母	0	0.0%	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.4%
養母	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%
里母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
きょうだい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
祖母	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	2	7.1%	2	8.3%	0	0.0%	3	2.0%
内縁の夫	3	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.0%
内縁の妻	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	54	100%	1	100%	64	100%	28	100%	24	100%	4	100%	147	100%

### ③「過去の取扱あり」における一時保護の実施と相談種別

表-15 (件数、横構成比)

一時保護あり	相談種別			一時保護なし	計
	養護	虐待	性格行動		
56	9	46	1	159	215
26.0%	4.2%	21.4%	0.5%	74.0%	100.0%



④「過去の取扱あり」における援助実施内容 表-17 (件数、縦構成比)

	件数	構成比
助言指導終結(市町村等に引き継いで終了)	43	20.0%
助言指導終結(完全に相談終了)	55	25.6%
継続指導	96	44.7%
他機関斡旋	2	0.9%
児童福祉施設入所	12	5.6%
里親委託	0	0.0%
児童福祉司指導	2	0.9%
福祉事務所送致	0	0.0%
知的障害者福祉司指導	0	0.0%
その他	3	1.4%
調査中	2	0.9%
計	215	100.0%

※「その他」には、「訓戒、誓約措置」等がある。

(注) 児童相談所の援助内容について

児童相談所が児童福祉法や児童相談所運営指針等に基づいて子どもや保護者の支援を行うもののうち、主なものは次のとおり。

- 助言指導…1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。
- 継続指導…複雑な困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。この中には集団心理療法や指導キャンプ等も含まれる。
- 他機関斡旋…他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関に斡旋する。
- 児童福祉司指導…複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、行政処分として指導を行うもの。
- 児童福祉施設入所、里親委託…子どもを乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設に入所させるもの又は里親に委託するもの。  
原則として、保護者の同意を得て行うが、どうしても同意が得られないときは、家庭裁判所の承認を得て行う。
- 福祉事務所送致等…①子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、②助産、母子保護の実施が必要である場合、③保育の実施が必要である場合、④15歳以上の子どもについて障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当である場合に、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知するもの。
- 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導…問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
- 訓戒、誓約措置…子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。

## (8) 市町村での取扱状況

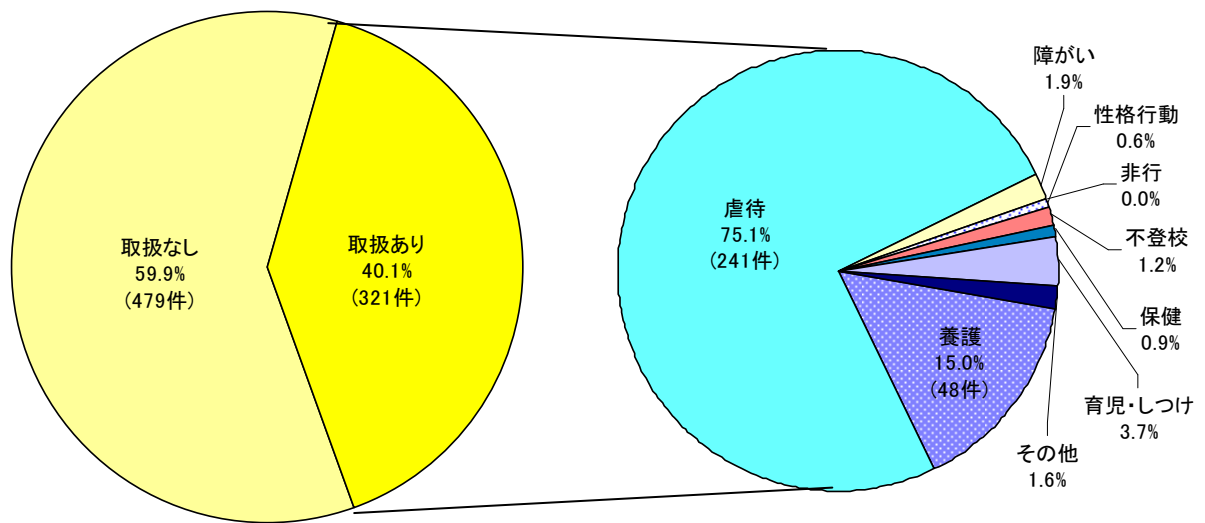
○市町村の取扱状況では、「取扱あり」が40.1%となっている。内訳は、「虐待」75.1%、「養護」15.0%で、全体の9割を超えている。また、虐待の内訳では、「ネグレクト」の割合が高い。要支援ケースを含め、市町村で個別のケースを把握し、何らかの援助を行っている。

○虐待者の続柄では、「実母」71.0%、「実父」20.7%で、全体の9割を超えている。

○専門的な関わりが必要な28.7%について、「児童相談所送致」がなされている。

### ①市町村の取扱状況と相談種別

図-9



### ②「市町村の取扱あり・相談種別虐待」における虐待者の続柄と虐待種別

表-18 (件数、縦構成比)

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト		心理的虐待		計	
実父	13	19.7%	0	0.0%	23	18.3%	14	29.2%	50	20.7%
継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
養父	3	4.5%	1	100.0%	1	0.8%	6	12.5%	11	4.6%
里父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
実母	47	71.2%	0	0.0%	100	79.4%	24	50.0%	171	71.0%
継母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	8.3%	4	1.7%
養母	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	1	0.4%
里母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
きょうだい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
祖母	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	1	0.4%
内縁の夫	2	3.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.8%
内縁の妻	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の人	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
計	66	100.0%	1	100.0%	126	100.0%	48	100.0%	241	100.0%

### ③「市町村の取扱あり」における援助実施内容

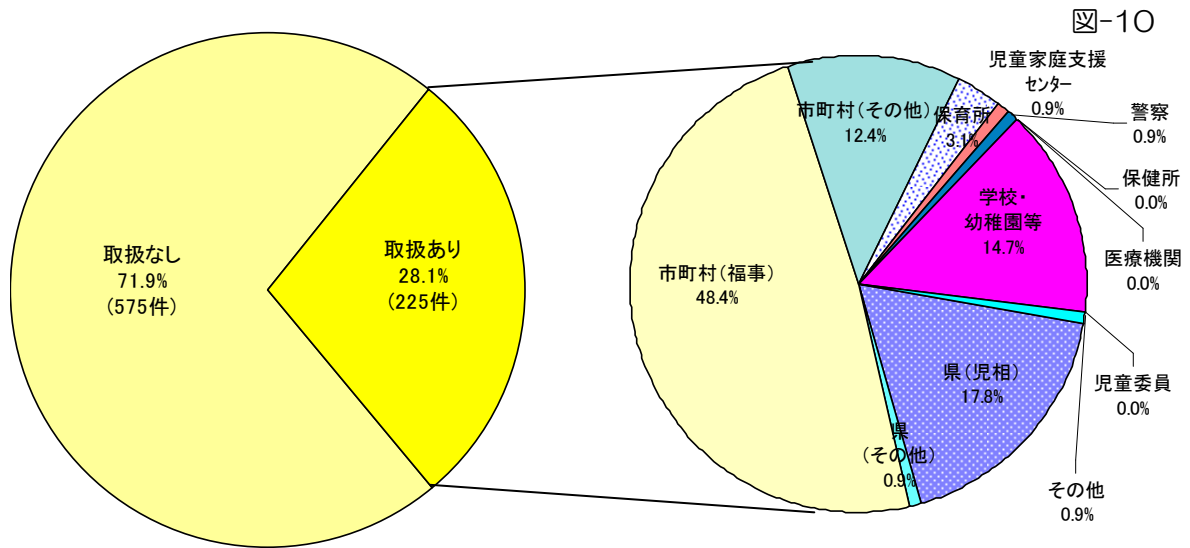
表-19 (件数、縦構成比)

	件数	構成比
助言指導	42	13.1%
継続指導	187	58.3%
児童相談所送致	92	28.7%
計	321	100.0%

(9) 要保護児童対策地域協議会と他機関での取扱状況

(要保護児童対策地域協議会での取扱)  
 ○相談受付時における要対協の取扱状況は、「取扱あり」が28.1%と3割弱となっている。  
 ○児相での取扱があったケースについては、ほぼ全てが要対協で取扱がなされている。  
 ○「取扱あり」のうち、主たる援助機関は、「市町村(福事)」が48.4%と、半数近くを占め、次いで「県(児相)」17.8%、「学校・幼稚園等」14.7%となっている。  
 (他機関での取扱)  
 ○相談受付時における他機関での取扱状況は、「取扱あり」が69.8%と約7割で、そのうち援助している機関は、「学校・幼稚園等」が38.0%を占めている。  
 ○相談受付時に他機関で取扱があったものが558件である一方、要対協で取扱があったものが225件と、要対協にあがっていないものが半数ほどあり、要対協の枠組みが十分に活かされていない面がある。

①相談受付時における要保護児童対策地域協議会の取扱状況と主たる援助機関



②相談受付時における他機関での取扱状況と援助機関

